

第13号様式記載要領

- 1 この申請書は、法第72条の25第2項（法第72条の25第6項、第72条の28第2項及び第72条の29第2項において準用する場合を含む。）又は第4項（法第72条の25第7項、第72条の28第2項及び第72条の29第2項において準用する場合を含む。）の規定（特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律第8条の規定により法人の事業税の賦課徴収の例によることとされる場合及び地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）附則第31条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第9条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法第10条の規定により法人の事業税の賦課徴収の例によることとされる場合を含む。）により申告書の提出期限の延長を申請する場合に使用すること。
- 2 この申請書は、法第72条の25第2項又は第4項（これらの規定を法第72条の28第2項及び第72条の29第2項において準用する場合を含む。）の規定により申告期限の延長を受けようとする場合においては事業年度終了の日から45日以内に、法第72条の25第6項又は第7項（これらの規定を法第72条の28第2項及び第72条の29第2項において準用する場合を含む。）の規定により申告書の提出期限の延長を受けようとする場合には、申告書の提出期限の到来する日の15日前までに、事務所又は事業所所在地の道府県知事に2通を提出すること。ただし、2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人にあっては、主たる事務所又は事業所（外国法人にあっては、この法律の施行地において行う事業の経営の責任者が主として執務する事務所又は事業所）所在地の道府県知事に提出すること。
- 3 「法人番号」欄には、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。
- 4 「申告書の提出期限の延長の指定を受けようとする日」の欄は、申告書を提出することができる日と認められる日を記載すること。
- 5 「申告書の提出期限までに決算が確定しない理由及び指定を受けようとする日までその提出期限の延長を必要とする理由」の欄は、法第72条の25第2項（法第72条の25第6項、第72条の28第2項及び第72条の29第2項において準用する場合を含む。）の規定により申告書の提出期限の延長を申請する場合には、決算が確定しない理由となっている災害その他やむを得ない理由及び指定を受けようとする日まで申告書を提出することができない事情等を、法第72条の25第4項（法第72条の25第7項、第72条の28第2項及び第72条の29第2項において準用する場合を含む。）の規定により申告書の提出期限の延長を申請する場合には、当該法人との間に連結完全支配関係（法人税法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。以下この記載要領において同じ。）がある連結法人（法人税法第2条第12号の7の2に規定する連結法人をいう。）の決算が確定しない理由となっている災害その他やむを得ない理由及び指定を受けようとする日まで申告書を提出することができない事情等又は当該法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この記載要領において同じ。）（当該法人が連結親法人である場合にあっては、当該法人）が各連結事業年度の連結所得（法人税法第2条第18号の4に規定する連結所得をいう。）の金額の計算を了することができない理由となっている災害その他やむを得ない理由及び指定を受けようとする日まで申告書を提出することができない事情等を記載すること。
- 6 「連結親法人の本店所在地及び電話番号」の欄及び「連結親法人の名称及び法人番号」の欄は、法第72条の25第4項（法第72条の25第7項、第72条の28第2項及び第72条の29第2項において準用する場合を含む。）の規定により申告書の提出期限の延長を申請する法人（法人税法第2条第12号の7に規定する連結子法人に限る。）が記載すること。